

(別紙)

入札保証金の納付・免除手続きについて

沖縄県企業局

競争入札に参加する場合、沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金に関する手続きが必要です。

1. 入札保証金の免除（沖縄県財務規則第100条第2項に該当する場合）

入札保証金を免除しますので、(1)又は(2)の書類を提出してください。

【提出期限】 令和8年8月17日（月）16：00（入札日の前日）

【提出場所】 企業局総務課建設業務指導班（沖縄県庁舎2階）

【提出方法】 持参、郵送又はFAX（提出期限必着。郵送の場合、配達を確認できる方法で送付すること。）

(1)「地方公共団体等契約状況」（添付資料1）（原本提出）

ただし、総務課建設業務指導班あて先にFAXし、企業局が確認を行った後、原本提出をすること。

国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約実績を過去2箇年の間に2件以上有する場合

※要件の詳細は別添（添付資料1）をご確認ください。

(2)「入札保証保険契約に係る保証書」（原本提出）

保険会社との間に沖縄県公営企業管理者企業局長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合。

※保険期間又は保証期間は、電子入札日から2ヶ月とする。

2. 入札保証金の納付（上記1(1)、(2)のいずれにも該当しない場合）

見積もる契約金額（入札金額に消費税等を加えた金額）の100分の5以上の入札保証金を納付してください。納付額が不足した場合、入札が無効となるのでご注意ください。

【提出書類】 受領書（写） ※金融機関の受領印が押されたもの（FAX可）

【提出期限】 令和8年8月17日（月）16：00（入札日の前日）

【提出場所】 企業局総務課建設業務指導班（沖縄県庁舎2階）

※事前に納付書の発行が必要なため、早めに建設業務指導班へ連絡し、「入札保証金納付書発行依頼書」（添付資料2）を提出してください。（債務者登録が未登録又は変更がある場合は、相手方コード登録票（添付資料3）もあわせて提出すること。）

※留意事項

入札保証金に係る手続きを行わない場合、入札に参加できません。

＜お問い合わせ＞ 沖縄県企業局総務課建設業務指導班
那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁舎2階
TEL：098-866-2803 FAX：098-866-2819